

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」)廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布されました。

本法律は、PCB廃棄物が早期に確実にかつ適正に処理されるよう、高濃度PCB廃棄物を保管する事業者が一定期間内にその処理を行うことを義務付ける等の措置を講じるものです。

【主な内容】

- (1) 高濃度PCB(PCB濃度:5,000mg/kg以上)廃棄物の処分の義務付け
- (2) 報告徴収・立入検査権限の強化
- (3) 高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行

公布日 平成28年5月2日

施行日 平成28年8月2日までのうち、
政令の定める日(一部の規定を除く)

トランス・コンデンサ等、絶縁油中のPCB濃度分析についてのお問い合わせは下記担当者まで

環境分析部 加藤雅士、城所 亨

環境分析課 池田博一、入野一人

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 背景

PCBはカネミ油症事件を契機にその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造中止となりました。その後、民間主導で全国39箇所にて処理施設の建設が試みられましたが、いずれも住民同意が得られず、30年以上処理されない状況が続きました。

平成13年、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下PCB特措法)を制定し国が中心となって、JESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)の全国5箇所の事業所に処理施設を整備し、高濃度PCB廃棄物(PCB濃度:5,000mg/kg以上)の処理を実施してきました。

しかし、事業所ごとの計画的処理完了期限は地元との約束で、最短で平成30年度末となっていますが、処分委託しない事業者や使用中のPCB使用製品も存在し、その達成が危ぶまれる状況となっています。

本法律はこうした状況を踏まえ、この期限を遵守して一日でも早く確実に処理を完了するために必要となる制度的な措置を講じようとするものです。



2. 主な内容

1) 高濃度PCB廃棄物の処分の義務付け

- ①保管事業者に、計画的処理完了期限より前の処分が義務付けられます。
- ②義務違反者に対し、改善命令ができます。
- ③命令違反者には罰則を科せられます。

(使用中の高濃度PCB使用製品についても所有事業者は、計画的処理完了期限より前に廃棄することを義務付け。電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品については、同法により措置されます。)

2) 報告徴収・立入検査権限の強化

PCB特措法に基づく届出がなされていない高濃度PCB廃棄物等について、都道府県等による事業者への報告徴収や立入検査の権限が強化されます。

3) 高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行

保管事業者が不明等の場合に、都道府県等は、高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行を行うことができます。

PCB廃棄物のおそれがある廃電気機器、廃油、汚染物等(ウエス、汚泥等)については、PCB含有の有無を調査・分析し、PCB廃棄物の場合、届出、適正保管及び定められた期限までに処理・処分を行わなければなりません。



電気機器には、写真のような銘版が付いています。取り付け位置は、機器の側面又は上面などにありますので、ご確認ください。



高圧コンデンサ



銘板



高圧トランス



安定器



銘板

銘版の取り付け例

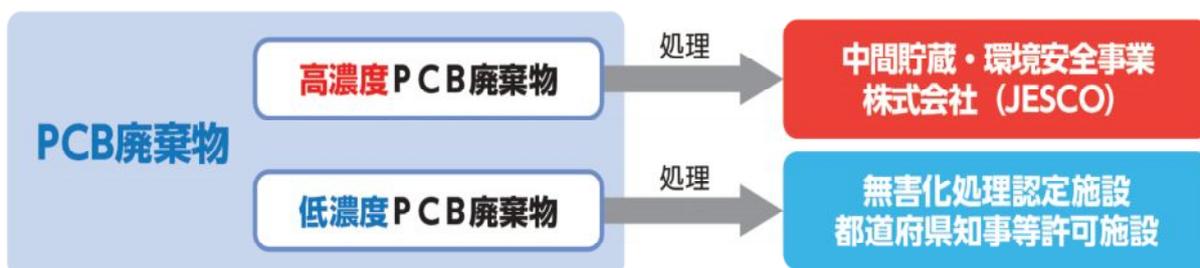
3. 静岡県におけるPCB廃棄物の区分と処理体制

(静岡県廃棄物リサイクル課ホームページより抜粋)

区 分		処理施設
高濃度PCB廃棄物 (PCB濃度5,000mg/kg以上)	トランス・コンデンサ・廃PCB油	JESCO豊田事業所 (平成35年3月31日まで)
	安定器などの小型機器、感圧複写紙、ウエス等の汚染物	JESCO北九州事業所 (平成34年3月31日まで)
低濃度PCB廃棄物 (PCB濃度0.5mg/kg以上、 5,000mg/kg以下)	PCB濃度が数十mg/kg程度の微量PCB汚染電気機器等(非意図的にPCBが混入したトランス・コンデンサ等の重電機器及びOFケーブル等)	環境大臣による無害化処理施設、又は都道府県知事等の許可施設 (平成39年3月31日まで)

PCB汚染物には、「PCBが付着したもの」等が定められていますが付着の程度について、判定する基準がないため、「PCBが付着したおそれがあるもの」はすべてPCB汚染物となります。

但し、廃重電機器等(変圧器等の重電機器及びOFケーブル)について、機器毎に測定した当該廃重電機器等に封入された絶縁油中のPCB濃度が処理の目標基準である**0.5mg/kg以下**であるときは当該廃重電機器等に**該当しません**。(平成16年2月17日付環境省通知)



4. 試料採取および分析

